

・
雅田内士護急緊事態の現状を読む／弁護士士護急緊事態の現状を読む
（同時代社）

卷之三

評者は、本書の著者梓澤和幸弁護士は、弁護士会での活動等を通じて、また乗り降りする鉄道の駅が回らなくなってしまったのであって、毎年これだけは親しくしていただいている。平和・憲法擁護、とりわけ表現の自由を中心とした基本的人権の擁護に於いてその新しい姿勢には安心感がある。

本書は、梓澤氏が、本書の冒頭に於いて書いているものに2012年の自民党の改憲案中の緊急事態条項に危機感を感じ、「危険を知った者は他の仲間に知らなければならぬし、動物の群れによる見張りのもの」と。シヤーナコムの改編は人民の斥候兵とも環境の監視役ともいわれるが、

こんな気持た
緊急権—緊
のいふやうに
し書きますす
である。
ところが
倍首相は、木
の憲法記念日
集会に寄せて
セービスで、當
年の自民党改
し、突如、9
なわち、9冬
そのまことに
新たに3項目
隊合憲を明記
案を提起した
せとして、教
ども言われて
育無償化が確
くても、それ
今すぐには、か
れには梓澤氏
うである。国
項はいよいよ

たのか。
したが
て、されて
るの9条
のジエー
は、も
である
が)ぐく
護憲派
込ませ
みに構
9条記→2
の空文
活は必
事とし
案の復
その
国家繁
に人権
史的経
イシナ
放火事
じに触
ル共和
の政權
り、分
るのは
に麻生
に「ナ
に安
ジエー
憲のス
してい
はそ
を知つ
告の書を
国家言
「集中・
集中さ
の集中
手続き
国会に

も詳述、今回安倍晋三氏が内閣を組むに際しては、内閣の運営方針として「憲法尊重」「人権尊重」「平和主義」などを掲げた。しかし、実際には、内閣は、この方針を尊重する形で、多くの法律を制定し、多くの権限を行使している。その結果、日本は、世界有数の軍事大国へと変貌した。また、内閣は、内閣の運営方針として「憲法尊重」「人権尊重」「平和主義」などを掲げた。しかし、実際には、内閣は、この方針を尊重する形で、多くの法律を制定し、多くの権限を行使している。その結果、日本は、世界有数の軍事大国へと変貌した。

本書は、今回の安保法制の中で最も留意すべき点として、重要影響事態法について言及している。この重要影響事態法は従来の周辺事態法の改正である。本書は言う。「周辺事態法では日本の周辺に限り、ある条件を満たせば、アメリカの軍隊への後方支援が許される」として、ある条件とは「放置すれば日本に対する武力攻撃にいたら、重要な影響事態」として、周辺事態法の改正であるが、自衛隊が米軍の後方支援が出来る限定条件として、付されたいた日本周辺地域という地理的条件を外してから放置すれば武力攻撃に至る事態等が、我が国和平安全に必要な影響をもたらす重要な影響事態法が、周辺事態法の改正によって、専守防衛によるこの国の安全保障政策を根底から覆してしまったものであり、これを受けての翌2015年9月18日未明の安保法制の強行採決と相まって、憲法破壊行為であった。

この一連の流れが後述する2000年10月にやられた第一次アーニージュポート以来の米の改憲要求の延長上にあらわれた多くの識者が描する如であつたが、日新聞記事の安倍首相は田原に対する「衆議院保法制の成立で憲法改正の必要性が無くなつた」という発言は、そのことを裏付けるものである。同時に、安倍首相自分が、集団的自衛権行使認証の閣議決定が憲法上は何なる意味、すなわちものであるかを十分認識していただこう。2015年4月訪問した安倍首相が、日本での国会審議がまつていかなかったにもかからず、夏までに安保法制を成立させようとしたが、大見得を切ったのである。まだ記憶に新しい。それをえみて、唐突に出てきた感もある前述したように、2項を残したものまで、衛立合憲を9条に書き入れた「安倍改憲」狙いがどうもわかるかも解である。米国の要求充たした上で、いよいよ安倍晋三の為の改憲であり、ひりあては護派の中に分裂を持ち込ませようとする「ねじり改憲」である。

梓澤氏は本書の末尾において、「本書は『文部』を目指す意気込みで執事した」。梓澤氏もいて、本書は『文部』を目指す意気込みで執事した。梓澤氏も、いつくかうにそれから別として本書が若者に向けて古き若者に対する懐かしい書かれしたものであることは、本書の中の多くの文章記述に如実に織りこしが出来る。

「1015年の安保法制（戦争法）反対運動のときもそうだった。委員会強行採決の日だった。学生風の一团が次から次へとやってくる。その一人に話しかけた。「シールズですか」「いや違うます」そういうて前方をさうと見据える視線と横顔に決然とした気がみなぎっていた。自由。人間は自由に対する本能的な憧れとそれが優れそつたとき、ぜひかそつて自分をやるんだとしている意を内在的にもつてゐる。その良心は、しかし自分が危険にさられてても、友人や家族、見知らぬ他人を救う不思議な力をもたらす。その人を突きうちごす。

評者は、上記文書を読みながら、今から半世紀余前、1965年のある出来事を思い出した。当時、国會で日本と韓国との間での国交回復のための日韓条約締結が問題となっていた。朴正熙独裁政権との間での日韓条約の締結は南北分断を固定化させるものであるから訴されながらして反対運動が展開されていた。そんなある日、日暮にあつた韓国代表部（国交回復前なので、大使館はなかつた）に抗議に行つた。その時に派遣学生の一团を率いていたのが梓澤氏だった。一团の後ろに立って、コーディー（梓澤氏）の演説を聞いていた時のことがだ。後ろにいた「私服」同士が騒いでいた「あいつが一橋の梓澤だ」と。評者はその時、初めて梓澤氏を知った。梓澤氏が、集団の後ろにくつ付けていた評者を知らないたのは勿論である。その時の評者の気持ちを正直に云つて梓澤氏を「格好いいな」と云つてしまつた。演説が格好良かったと云うことではない。「私服」に名前を覚えられるような活動家が、いう意味である。それから半世紀、過ち多く人生を歩んできたが、今はお昔年の想いは残っていないわけでもない。梓澤氏もそうだと思う。先の総選挙、自・公の改憲勢力が三分の一の勢力を占めた。選挙権を行使できなかつた孫たち、また生まれて来てない未来の人達に、そして同じく意思表示のできないアジアで2000万人以上、日本では10万人の非業無念の死を強いられた人達たが、さらに戦後の護憲・平和運動を担ひながら近づいた人々の声に耳を傾けながら安倍改憲の闘いに微力を尽してみ思つ。本書は、そのような闘いの手引の一つである。